官報抄目

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 21 年８月 17 日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	盛岡市上堂四丁目111番３から同市厨川一丁目27番28までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 21 年８月 17 日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	46号	盛岡市飯岡新田４地割129番から同市飯岡新田２地割27番１までの上下線

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄千葉動力車労働組合から、業務外注化の中止等の要求に関して、平成21年８月18日以降、同組合の組合員が従事する東日本旅客鉄道株式会社の職場（茨城県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年８月 17 日

厚生労働大臣　舛添　要一

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成19年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）の後任の者については、本年９月30日をもって、その在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 21 年８月 17 日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成21年９月７日

４　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名（印）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、大阪労働局の関係事業主を代表する者宮内雅也の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 21 年８月 17 日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成21年９月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　大阪労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者岡田忠の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 21 年８月 17 日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成21年９月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　愛媛労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。